

泉州山岳会会則

平成 6 年 1 2 月 4 日 改訂 1

平成 7 年 8 月 2 5 日 改訂 2

平成 1 4 年 1 2 月 4 日 改訂 3

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は泉州山岳会と称し事務所を堺市に置く。
- 第 2 条 本会は登山に興味を有し本会の趣旨に賛同したものを会員として組織する。
- 第 3 条 本会会員の活動はすべて会員個人の責任に帰するものとする。

第 2 章 組織

- 第 4 条 本会は会員組織の山岳団体であって、次の各チームによって組織される。
- B チーム
 - M 1 チーム
 - M 2 チーム
 - O B チーム

第 3 章 目的と事業

- 第 5 条 本会はスポーツ登山に関する知識、技術の向上を図り、併せて会員の緊密な親睦と相互扶助をもってその目的とする。
- 第 6 条 本会は第 5 条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 登山、スキー等の山行
 2. 機関誌、図書の刊行
 3. 研究会、講習会の開催
 4. 講演会、展覧会、映画会、集会等
 5. その他必要なる事業

第 4 章 会員

- 第 7 条 会員は準会員、正会員、名誉会員とする。
1. 本会の主旨に賛同し入会を希望する者は、会員募集時に面接を行い、入会金、山岳保険の手続きを完了し、準会員として登録する。
 2. 準会員は B チームに所属し、入会后約 1 ヶ年を経過した、または 1 年の経験に相当する技量を取得した者は、理事会の承認を得て正会員に登録する。
 3. 本会会員は他の山岳会と重複して所属することはできない。
ただし、職域山岳団体、学校関係の山岳団体の場合はこの限りではない。
 4. 正会員は M 1 チーム、M 2 チーム、O B チームに所属する。ただし入会后 5 ヶ年を経過しなければ O B チームに所属できない。
 5. 名誉会員は本会に著しく功績のあった会員を理事会の決議によって決める。
 6. M 1 チーム、M 2 チームの正会員は理事会の承諾を得て休会することができる。
 7. 6 項の休会の理由が（出産、病気、転勤等）、止むを得ない事情である場合は、理事会に受理されれば、会費を免除される。この休会の期間は、2 年を限度とする。（平成 1

4年12月4日 改訂3：追加)

- 第8条 会員は次の場合に資格を失う。
1. 本人から退会の申し出があった場合
 2. 会費の滞納が1年以上になった場合
 3. 第11章39条に該当した場合
 4. 著しく規約を乱す者、他の会員との協調性を欠く者等、当会員としてふさわしくない場合
 5. 死亡した場合

第5章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理事 | 若干名 |
| 運営委員 | 若干名 |
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長が事故等の場合は職務を代行する。
理事は本会の運営を図り、会務を掌握する。
運営委員は理事を補佐し、会務を処理する。
- 第11条 会長、副会長は理事会に於いて理事の中から推挙する。
理事は総会に於いて会員中から選出する。
運営委員は理事会に諮り会員中から会長が委嘱する。
- 第12条 役員の任期は1ヶ年とするが再任を妨げない。
- 第13条 本会の役員は総て無報酬とする。

第6章 参与、顧問

- 第14条 本会に参与ならびに顧問を置くことができる。
顧問は理事会に諮り会長が委嘱する。
参与は本会に特に功績あった会員中より理事会に諮り会長が委嘱する。
参与は会長の諮問に応じ理事会に出席し会務の運営について意見を述べることができる。
- 第15条 参与の任期は1ヶ年とするが重任を妨げない。

第7章 委員会

- 第16条 本会は遭難対策委員会、海外登山委員会その他必要な委員会を置く。
遭難対策委員会の規定は第10章に定める。
その他の各委員会の規定は必要に応じて別途定める。

第8章 会議

- 第17条 本会の議決機関は総会、理事会とする。
会議は会長が召集し議長を選出する。
- 第18条 総会に於いて議決する事項は次の通りとする。

1. 理事の選出
2. 会則の変更
3. 収支予算ならびに決算報告
4. 事業報告
5. 会費
6. その他重要事項

- 第19条 理事会に於いて議決する事項は次の通りとする。
1. 会務運営に関する事項
 2. 総会に関する議案
 3. その他会長の必要と認めた事項
- 第20条 会議の議決は出席人数の過半数をもって決する。

第9章 会計

- 第21条 本会の経費は会費、入会金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 第22条
1. Bチーム、M1チーム、M2チームの会費は月額2000円とする。
OBチーム、休会会員の会費は月額1000円とする。
すでに納めた会費は理由の如何を問わず返還しない。
 2. 会員の家族（夫婦、親子、兄弟）が入会する場合には、会費を月額500円にする。
(平成14年12月4日 改訂3：追加)
- 第23条 本会の会計年度は12月1日から翌年の11月30日とする。
- 第24条 本会の会員が死亡した場合は弔意金を出す。

第10章 遭難対策

- 第25条 遭難対策委員会（以下委員会という）は泉州山岳会事務所内におく。
- 第26条 本委員会は会員に対する遭難および事故等の防止、ならびに救助を目的とする。
- 第27条 本委員会は第26条の目的を達成するため次の事項を行う。
1. 遭難予防に関する研究と救助訓練
 2. 救助用具の整備
 3. 遭難事故の救助
- 第28条 本委員会の委員長は理事会が任命する。
但し必要に応じて会長がこれに代ることができる。
- 第29条 本会会員の山行中事故発生の際連絡ありたるときは、委員長が委員会を招集し、遭難者家族との合意の上救助隊を組織し直ちに行動を開始する。
合意内容は第30条、第33条、第34条にあげる事項およびその他の必要な事項とする。
- 第30条 前条の救助隊に関する指揮権はすべて委員長が持つものとする。
- 第31条 山行を無許可で行った会員は除名され第29条の適用を受けない。
- 第32条 本会会員は本会が指定する山岳保険等に参加することを原則とする。
- 第33条 遭難に関するすべての費用は原則として全額遭難者の家族が負担する。
但し山岳保険金等の受け取りが見込まれるときは、これを充当することができる。
- 第34条 会員が遭難した場合の山岳保険金の使途、及び救助捜索費用等の使途に関する権限は委員

長に委任する。

第35条 本会の遭難対策基金は、緊急時貸し出しを原則とする。

第36条 救助隊員はすべて自主参加を申し出た者により構成される。

第37条 第29条における救助活動は、次に該当する項目についてはその活動を拒否することができる。

1. 遭難者の家族より依頼のない場合
2. 山行を無許可で行った場合
3. 届けがあっても、会員外の者との個人山行で遭難者が会員外である場合
4. 遭難者が職域、学校関係の山岳団体の主管する山行において遭難した場合
5. 山岳ガイドの主催する山行にて遭難した場合

第11章 山行許可

第38条 山行届と山行の許可とは次の各項をいう。

1. トレーニング山行届とその許可

1) トレーニング山行届を提出する山行：

近郊山域でのトレーニングを目的とした山行とする。

2) トレーニング山行届の山行許可：

トレーニング山行届は山行実施前に本会に提出すること。

本会に提出された時点で山行許可とする。

注）・準会員のみで山行を行う場合は、Bチームチーフの許可を必要とする。

・トレーニング山行届は実施当日までに事務所所定のファイルに掲示するか、FAXで提出すること。

・下山連絡は家族でも可能とする。当会からの下山確認は行わない。

・山行番号は無しとする。

2. 山行届とその許可

1) 山行届を提出する山行：

上記のトレーニング山行以外の山行とする。

2) 山行届の山行許可：

・事前に所属チームのチーフの許可が必要である。実施前の集会日までに山行番号を取り、所属チームのチーフと会長に提出すること。

・困難な山行と判断される山行にあつては、その実施前月の15日までに所属チーフに計画書を提出し、理事会の審議を受けなければならない。理事会で審議した結果、異議ある場合は、その計画の変更を指示するか、もしくは拒絶することがある。

・単独登攀は禁止する。(平成7年8月25日 改訂2：削除)

第39条 38条を無視して山行する者は、直ちに退会処分を行う。

附 則

第40条 本規定になき事項は委員会に諮り会長が処理する。

本会則は平成6年12月4日より実施する。